

市民の多様な意見を把握して意見が反映できるよう市民参加の機会に努めます

議会基本条例のイメージ

市民

第2章 市民と議会との関係(第5条)

- ・議会の情報発信と市民との情報の共有及び説明責任を明文化
- ・議会の会議の原則公開
- ・公聴会制度や参考人制度などを活用して、市民などの意見が適切に反映できるよう努めること
- ・陳情などは、市民からの政策の提案ととらえ、当該陳情者などの意見を聴く機会の確保に努めること

二元代表制

地方自治体は、市長も議員も市民の直接選挙で選ばれる二元代表制により政策が決定されています

議会

第3章 議会と市長等との関係

緊張関係の保持(第6条)

- ・一問一答方式による論点や争点の明確化
 - ・議員の質問に対する市長等からの反問権
- #### 重要政策の審議(第7条)
- ・市長に対し重要政策の正当性や実施方法などについて詳しい説明を求めること

政策立案機能の強化(第8条)

- ・条例提案など政策提案を積極的に行うこと

市長

市の政策の水準の向上を図るため、議会の政策立案機能の強化に努めます

前文

議会は、常に市民の代表機関であることを自覚し、市民の負託に全力で応えていく決意を述べています

第1章 総則

目的(第1条)

市民及び市長等との関係、議会及び議員の活動原則など議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与すること

議会の活動原則(第2条)

市民に開かれた議会を目指すため、原則として全ての会議を公開し、また、市民の関心が高まるようわかりやすい視点、方法等で、議会運営を行うことにより、公平性と透明性を確保すること

議員の活動原則(第3条)

議会の活動原則を踏まえ、議会の構成員の一員として議員に求められる基本姿勢(議員間の自由かつ達な議論、市民の意見の把握、不断の研さん)を掲げ、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること

会派(第4条)

議会活動を行うに当たり、同じ政策理念を掲げた議員で構成する会派を結成することができること

第4章 委員会の活動(第9条)

委員会の専門性と特性をいかし市政の諸課題に適切に対応し、わかりやすい運営に努めること

第5章 調査研究活動

政務活動費(第10条)

・政務活動費の適正な執行と透明性の確保

研修(第11条)

・議員の研修の充実・強化に努めること

議会図書室(第12条)

・議員の調査研究に資する議会図書室の充実に努めること

第6章 政治倫理及び定数

政治倫理(第13条)

・議員の地位を利用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、議員政治倫理条例を遵守した議員活動を行うこと

定数(第14条)

・議員定数を変更する場合は、公聴会制度などの活用により市民の意向を把握しながら、総合的に本市の実情に合った定数を検討すること

第7章 議会事務局(第15条)

・議会の政策立案機能が向上するよう議会事務局の体制を整備すること

第8章 検証(第16条)

・この条例を検証し、その結果を公表すること